

令和元年6月5日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K02865

研究課題名(和文) 近世日本の障害者と人間観に関する基礎的研究

研究課題名(英文) A fundamental study on ideas for disabled persons and humans in early modern Japan

研究代表者

高野 信治 (TAKANO, Nobuharu)

九州大学・比較社会文化研究院・教授

研究者番号：90179466

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：人(「日本人」)はどのようにあるべきかという見方は、近世日本で、通俗道徳(忠孝、正直、節儉など)の形成や家職を重視する社会の成り立ち過程で、形作られる。障害を持った人々には、国家(領主)側からも、社会(地域社会)からも、漸次、厳しい眼差しが向けられる。とくに、国家(領主)財政の困窮化が懸念され、かつ、社会階層の変容(経済的要因も背景とする階層分化)のなか、障害者について、国家は共同体(地縁、血縁)のなかでみるべきと、事実上の救済を丸投げし、地域社会もかかる人々の抱えを血縁集団に押し込めようとする。いわば国家(領主)からも地域社会からも、厄介な存在とみる眼差しが強まる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

病傷治癒の困難な障害者認識は、新たな国家や社会システムの形成にともない、近代以降に醸成されてきた、というのが、障害(史)研究の通説とみられる。しかし、本研究は前近代からの流れを踏まえるべきとの立場で遂行した。人の区別、差別において、性や人種などよりも障害の有無は、より決定的という、欧米の考え方がある。人の多様なあり方、との視角ではなく、人としての完全性のあり方として、人を捉える見方からすれば、障害の有無はある意味で、決定的という考え方だ。

そのような認識が、日本では家職意識を軸に近世に形成されてきたのを解明した本研究は、近代特有と考えられる傾向が強い障害観念の見直しを、迫るものだろう。

研究成果の概要(英文)：How should be a person? The way of thinking was made in the Edo era. The idea of what a person should be is formed in relation to morality and the work of the house. A nation and the society come to gradually evaluate a person with a disability strictly. The nation insisted that the community should take care of the handicapped in the background of the poverty financial problem. In the community, the care of persons with disabilities is the duty of the relative group. The state and the community come to consider the disabled person as a nuisance.

研究分野：日本近世史

キーワード：障害 病傷 差別 完全性 家職

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

これまで科研費交付を受けながら、近世日本における武士像と道徳性と政治意識の相関性や、政治意識と福祉観念の相関性などについて解析を試みてきた。そして武士と領民(民衆)との間に、共有される規範観念の形成がみえてきた。

近世の領主層は「百姓」や「町人」などの「役」「分限」を、繰り返し教諭し始めた。これは飢饉・災害時でも救済・福祉の政策・財政支弁を抑制し、精勤と質素を旨として領民に自己防衛させ、これを契機に「分限」「分際」の自覚化を図ったものと評価できよう。「仁政」という撫民思想の形成はみられるが、その対象は領主側が教諭・提示する「百姓」「町人」としての分限を自覚し、役を勤める階層だった。領主的な恣意と表裏の関係にある「仁政」の本質の一端はかかるものであり、血縁・離縁での共助が求められた。

他方、領民(民衆)側は「泰平」な世の実現により、安心して生業を営めるようになる。合戦・戦争がない時代の到来は、自己の才覚(器量・工夫)で到富(富の形成)が可能となり、また漸次、民衆世界でも形成される「家」の相続は、生業への精勤が不可欠と考えられるようになる。また年貢諸役は共同体で請負うものとされ、怠業による未納は自己の責任に止まらない。このようななか、地縁共同体(村・町)のなかでの良好な「家」相続(とりわけ家産維持や血縁共同体の不和回避)は、自らを道徳的に律することから実現する、という意識が形成され、出版文化の隆盛のなかで、領民(民衆)はいわゆる通俗道徳(勤勉・正直・儉約・忠孝・和合などの様々な徳目を説く心学はその代表格)を身につけ、就中、政治的・経済的に優位の立場にある者は、領主側からその教諭を期待され、孝行や共助の実践者は領主による顕彰の対象ともなる。その対局に障害者認識が形成されてきた可能性を考えた。

2. 研究の目的

本研究は、第一に障害者(身体・知的・精神)の近世・江戸時代における実態を様々な史料データを駆使し検証すること、第二に障害者に対し当時の人々が人間観の問題としてどのように捉えていたのかを考察すること、この二つを目的とする。本研究ではとりわけ残存史料が少ない障害者を軸に考える。これまで概ね社会的な有用性を持つ視覚障害者に対し、歴史的に見えづらい障害者(中心は知的障害者や狭義の身体障害者)という考え方がある。本研究はこのように見えにくい障害者の実像を明らかにすること、また歴史的に埋没しかねない存在を、当時の人間観の問題として思想史や民俗学などのデータ・成果も視野にいれ検証する。

3. 研究の方法

本研究は障害者や人間観に関する近世史料の発掘とその解析が重要である。多方面にわたる史料収集と検証を合理的に推進するために、以下のようなジャンル分けを軸に作業を進める方法を採用した。すなわち、法令・裁判(武士・領主や寺社家関係)、知識人の著作(道徳書類・文芸作品)、一般人(武士・百姓・町人や寺社家など)の個人的な日記・随筆記録類、往来物などの教科書類、民俗資料(俚諺、伝承)、医療・医学資料(病観・人体観)、被差別部落・芸能関係史料などを対象とした。

4. 研究成果

以下のような成果を得た。

第一に、政治行政の対象としての位置づけをめぐるものである。近世領主は「御救」と称される救済政策を行う。ただし、財源的には、通常経費による支出ではなく、臨時費が基本で、

飢饉、疫病対策として、支弁される。民に対する恒久的な救済理念は乏しく、病者、障害者への行政策は稀といわざるを得ない。近世中期以降になると、領主側が医療環境（医者、薬）を調える傾向は強まるとはいえ、必ずしも十全なものではない。それは、孝子伝や褒賞制度など、民や地縁、血縁共同体に、これら社会的弱者の救済が委ねられる傾向が強くなったことと、無関係ではない。また、領主権力側は、民を一律的にみていたわけではない。身分制度による差別的な政策はあったが、それ以上に、家職、役遂行の意思と能力に基づく人口政策をとった。いわば民の選別であり、家職による役遂行を果たす度合いを考慮し、救済・保護の差異化を図っていた。このようななか、地域社会からドロップアウトし、いわば貧民として都市へ流入し、極限的な生活のなかで疾病に侵され、やがて障害者という境遇になる者も、多く想定される。

第二に、病者、障害者に対する民・共同体からの眼差しである。重篤な疾病を罹患し、治癒困難となったもの、ないし生まれながらに身心機能が不十分で家職などを十分に果たし得ない人々が、いわゆる「不具」「片輪」などの呼称で表現される障害者と見られるようになる。ここには、「人」としての完全性、という考え方があり、それが欠けやがて国家的ないし社会的な役を果たし得ない厄介な存在との見方が成、強まっただろう。地域社会にとって、領主側からの役賦課は、領主側に「請」るのであり、それに応じ得ない人々の共同体内での存在自体が、漸次、問題視されるようになる。

第三に、このような重篤な病者、障害者が民俗世界で、いわば「あやし」という、特殊視されていたことである。普通ではないとい認識であり、賤民や異民族にも通じる見方であった。とりわけ、民の日常的な言葉である俚言を収集した辞書類の解析により、それが理解される。これは、「人」さらには「日本人」という意識の日本における形成の問題と不可欠と考えられ、人ないし日本人意識のなかでの差異化の問題である。障害者に対する認識は、そこにとどまらず、広く社会的なマイノリティへの眼差しの問題として捉える必要性が理解される。

第四に、民の障害者認識と宗教・道徳、との関係である。仏教説話のなかには、いわゆる業病観、すなわち仏に対し何らかの罪を犯し、その報いとして病を得て、障害者となる、という理解が示される。ここには、人に対する仏教認識とともに、道徳性も考慮すべきだろう。とりわけ、忠孝という最も大事とされる道徳を実践しないものが、その結果として病を得るという通俗的な認識が、宗教や道徳などの規範観念のなかで、生じていたとみるべきだろう。道徳の問題は、近世日本で一種のブームとなった、養生観に潜在する。人は病を得れば、例えば神仏に祈り、医者の治療をうける。しかし、病、その重篤化による障害を得ないためには、日頃の節制、すなわち養生が大事という考え方である。養生は自身の様々な欲（食欲、性欲など）の自制が決定的とされ、その意味で、強い道徳性を持つ。かかる考え方は、解剖的な人体観の形成のなかで、やがて、変容を余儀無くされるが、しかし近世社会から駆逐されるのではなく、むしろ、道徳的な見地と併存していた点は注目される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 12 件)

- 1、高野信治「病傷治癒信仰のなかの武士 — 治癒神 という見方—」『九州文化史研究所紀要』査読無、62号、1～36頁、2019年3月
- 2、高野信治「「民」の選別と救済 —近世領主の権力基盤—」『歴史学研究』査読有、977号、11～21頁、2018年11月
- 3、高野信治「書評・荒木裕行著『近世中後期の藩と幕府』」『史学雑誌』査読無、127編8号、76～84頁、2018年8月

- 4、高野信治「障害の歴史性を考える」『日本歴史』査読無、838号、37～39頁、2018年3月
- 5、高野信治「近世仏教説話にみる障害」『九州文化史研究所紀要』査読無、61号、55～103頁、2018年3月
- 6、高野信治「近世領主財政への一視角—大名財政の公的性格をめぐって—」『日本史研究』査読有、664号、3～30頁、2017年12月
- 7、高野信治「近世辞書『俚言集覧』にみえる障害表現—類型・認識の析出—」『九州文化史研究所紀要』査読無、60号、55～88頁、2017年3月
- 8、高野信治「新刊紹介 野口朋隆著『佐賀藩鍋島家の本分家』」『学苑』〔昭和女子大学〕査読無、910号、76～77頁、2016年8月
- 9、高野信治「藩政と領民—アイデンティティと差異化の視点を軸に—」『加賀藩研究』査読無、6号、9～19頁、2016年6月
- 10、高野信治「2015年度歴史学研究会大会報告批判・近世史部会」『歴史学研究』査読無、939号、39～41頁、2015年12月
- 11、高野信治「書評・三宅正浩著『近世大名の政治秩序』」『歴史学研究』査読無、936号、47～50頁、2015年10月
- 12、高野信治「書評・野尻泰弘著『近世日本の支配構造と藩地域』」『日本史研究』査読有、633号、54～61頁、2015年5月

〔学会発表〕(計 3件)

- 1、高野信治「近世「糸島」のグローバル性—地域・日本・世界への関心—」2018年度九州史学会大会シンポジウム「史的環境としての糸島地域」九州大学伊都キャンパス、2018年12月8日
- 2、高野信治「神になった武士」2018年度九州史学研究会大会公開講演、九州大学西新プラザ、2018年10月20日
- 3、高野信治「近世領主財政への一視角—大名財政の公的性格をめぐって—」日本史研究会2017年度5月例会、京都大学文学部、2017年5月13日

〔図書〕(計 2件)

- 1、高野信治『武士神格化の研究』吉川弘文館、288頁(研究篇)、510頁(資料篇)、2018年1月
- 2、高野信治『近世政治社会への視座—批評で編む秩序・武士・地域・宗教論—』清文堂出版、305頁、2017年11月

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）:

(2)研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。